

東近江行政組合防火基準適合表示要綱

平成26年3月24日
東近江行政組合消防本部訓令第3号

改正 平成30年7月9日 本部訓令第6号
令和元年6月26日 本部訓令第5号
令和3年3月23日 本部訓令第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ホテル、旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物(消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。))第2条第2項に規定する防火対象物をいう。以下同じ。)の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性を含む防火・防災管理上の一定の基準(以下「表示基準」という。)に適合している防火対象物について、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図るため、表示基準に適合している旨の表示(以下「適合表示」という。)を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(表示対象物)

第2条 適合表示をする防火対象物は、ホテル・旅館等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。))別表第1(5)項イ及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するものをいう。以下同じ。)で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

(表示基準等)

第3条 表示基準は、別表のとおりとする。

2 表示基準の審査においては、法に定める防火対象物(防災管理)定期点検報告、消防用設備等(特殊消防用設備等)点検報告及び製造所等定期点検記録表、建築基準法(昭和35年法律第201号。以下「建基法」という。)に定める定期調査報告その他の現行の制度を活用するものとする。

3 表示基準の審査においては、必要に応じて現地確認を実施するものとする。

(表示マークの交付)

第4条 適合表示は、表示基準に適合している防火対象物に対し、その旨のマーク(以下「表示マーク」という。)を交付することにより行うものとする。

2 ホテル・旅館等の関係者(以下「関係者」という。)は、表示マークの交付を受けようとするときは、表示マーク交付(更新)申請書(様式第1号)に次に掲げる書類のうち当該防火対象物に該当するものを添付の上、消防署長に申請するものとする。交付を受けた表示マークの有効期間が満了するまでに、その更新をしようとする場合も同様とする。

- (1) 防火対象物点検結果報告書(写し)
- (2) 防災管理点検結果報告書(写し)
- (3) 防火対象物点検報告特例認定通知書(写し)
- (4) 防災管理点検報告特例認定通知書(写し)
- (5) 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(写し)
- (6) 製造所等定期点検記録表(写し)
- (7) 定期調査報告書(写し)
- (8) その他消防署長が必要と認める書類

3 消防署長は、前項の申請を受け付けたときは、表示基準に基づく審査を行い、当該申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認める場合(第5項に定める場合を除く。)は、当該関係者に対して、表示基準適合通知書(様式第2号)により通知するとともに、表示マーク(銀)(図第1)を交付するものとする。ただし、表示マーク(銀)の更新の申請である場合は、通知のみを行うものとする。

4 消防署長は、前項の審査の結果、当該申請に係る防火対象物が表示基準に適合していないと認める場合は、当該関係者に対して、ホテル・旅館等が表示基準に適合していない旨を表示基準不適合通知書(様式第3号)により通知するものとする。

5 消防署長は、第2項の審査の結果、当該申請に係る防火対象物が、表示マーク(銀)を交付した年から起算して3年以上継続して表示基準に適合していると認める場合は、当該関係者に対して、表示基準適合通知書(様式第2号)により通知するとともに、表示マーク(金)(図第2)を交付するものとする。ただし、表示マーク(金)の更新の申請である場合は、通知のみを行うものとする。

6 関係者は、表示マークの交付を受けたときは、表示マーク受領書(様式第4号)を

消防署長に提出するものとする。

(表示マークの掲出)

第5条 前条の規定により、表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。この場合において、ホームページ等における表示マークの使用については、消防署長から配布された表示マークの電子データを必ず原データとして使用するものとする。

(表示マークの有効期間等)

第6条 表示マークの有効期間は、表示マーク(銀)にあつては交付の日から1年、表示マーク(金)にあつては交付の日から3年とする。

(表示マークの返還)

第7条 関係者は、表示マークの有効期間が満了したときは、表示マークを返還するものとする。

2 関係者は、前条の有効期間中であっても、次のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還するものとする。この場合において、消防署長は、表示マークを返還させるときは、表示マーク返還請求書(様式第5号)にその理由を付して、当該関係者に通知するものとする。

(1) 表示マークが交付されている防火対象物が表示基準に適合しないことが明らかとなった場合

(2) 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、調査の結果、表示基準に適合しないことが確認された場合

(3) ホームページ等への表示マークの使用に際して配布された表示マークの電子データを無断で転用した場合

(表示マークの再交付)

第8条 前条の規定により表示マークが返還された防火対象物について、当該関係者から表示マークの再交付の申請があつた場合は、消防署長は、審査を行い、表示基準に適合していると認めるときには、返還前の表示マークの種別にかかわらず、表示マーク(銀)を交付するものとする。この場合において、表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じ、審査に必要な期間を設けるものとする。

(表示制度対象外施設)

第9条 関係者は、ホテル・旅館等が第2条の表示対象物に該当しない場合は、表示制度対象外施設申請書(様式第6号)によりその旨の通知の交付申請をすることができるものとする。

2 消防署長は、前項の申請により第2条の表示対象物に該当しないと認める場合は、表示制度対象外施設通知書(様式第7号)を交付するものとする。

(表示マーク情報の提供)

第10条 消防長は、表示マークを交付したホテル・旅館等の情報を東近江行政組合消防本部のホームページに掲載するものとする。

(平30訓令6・追加)

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平30訓令6・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(東近江行政組合自主点検報告処理要綱の廃止)

2 東近江行政組合自主点検報告処理要綱(平成16年東近江行政組合消防本部告示第2号)は、廃止する。

附 則 (平成30年7月9日本部訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月2日本部訓令第5号)

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日本部訓令第7号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条、第7条、第8条関係)

表示基準

点検項目	
防火管理 等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
防災管理	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出
	防災管理に係る消防計画
	統括防災管理者等の届出
設備等 消防用	消防用設備等及び特殊消防用施設等の設置及び維持等
	消防用設備等の点検報告
危険物施設等	
建築構造 等	定期調査報告
	建築構造等(建築構造・防火区画・階段)
	避難施設等

- 備考
- 1 判定は、当該申請に係る防火対象物について該当する項目を対象とする。
 - 2 判定基準は平成25年10月31日付・消防予第419号消防庁予防課長通知により適合状況を判定する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

東近江行政組合
消防署長 様

申請者

住所

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏名

電話番号

表示マーク交付(更新)申請書

下記のとおり、東近江行政組合防火基準適合表示要綱第4条に基づき、表示マーク(□ 金・□ 銀)の交付を受けたいので申請します。

記

防火対象物	所在地			
	名称			
	用途			※令別表第1()項
	収容人員		管理権原	□単一権原・□複数権原
	構造・規模	造 地上 階 地下 階		
	床面積	m ²	延べ面積	m ²
交付年月日		年 月 日	交付番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火対象物点検結果報告書(写し) <input type="checkbox"/> 防災管理点検結果報告書(写し) <input type="checkbox"/> 防火対象物点検報告特例認定通知書(写し) <input type="checkbox"/> 防災管理点検報告特例認定通知書(写し) <input type="checkbox"/> 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(写し) <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録(写し) <input type="checkbox"/> 定期調査報告書(写し) <input type="checkbox"/> その他消防署長が必要と認める書類()			
特記事項				
※ 受付欄		※ 経過欄		

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ※の欄は、記入しないこと。
- 印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

(令元訓令5・令和3訓令7・一部改正)

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

(申請者の住所及び氏名)

様

東近江行政組合

消防署長



表示基準適合通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、東近江行政組合防火基準適合表示要綱第4条の規定による審査の結果、当該要綱に定める基準に適合しているので、表示マーク(□ 金・□ 銀)を交付(更新)する。

記

防火対象物	所在地			
	名称			
	用途			
交付年月日	年 月 日	交付番号		
表示有効期間	年 月 日 ~		年 月 日	
特記事項				

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

(令元訓令5・一部改正)

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

(申請者の住所及び氏名)

様

東近江行政組合

消防署長



表示基準不適合通知書

年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物については、東近江行政組合防火基準適合処理要綱第4条による審査の結果、当該要綱に定める基準に不適合であったので通知する。

記

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
不 適 合 理 由		
特 記 事 項		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(令元訓令5・一部改正)

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

東近江行政組合

消防署長 様

受領者

住所

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏名

表示マーク受領書

表示マーク(□ 金・□ 銀)を受領しましたので、今後、下記の事項を遵守いたします。

記

防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		※令別表第1()項
表示マーク交付年月日	年 月 日	交付番号	
<p><表示マーク交付に伴う遵守事項></p> <p>1 表示マークは見やすい場所に掲出するものとし、可能な場合はホームページ等へ掲載を行うこと。 なお、ホームページ等への掲載に際しては、消防署長から配布された表示マークの電子データを必ず原データとして使用すること。</p> <p>2 表示マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。</p> <p>3 表示有効期間中であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還するものとし、また、ホームページ等に表示マークを使用している場合は、その使用をとりやめること。 (1) 防火対象物が表示基準に適合しないことが明らかとなった場合 (2) 防火対象物において火災が発生し、調査の結果、表示基準に適合しないことが確認された場合 (3) ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防署長から配布された表示マークの電子データを無断で転用した場合</p>			

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ※の欄は、記入しないこと。
- 印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

(令元訓令5・令和3訓令7・一部改正)

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

(申請者の住所及び氏名)

様

東近江行政組合

消防署長



表示マーク返還請求書

年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物については、東近江行政組合防火基準適合処理要綱第7条に規定する表示マークの返還理由に該当し、表示マークを掲出することが不適当と認められることから、速やかに貸与した表示マークを返還するとともに、ホームページ等による使用を取りやめるよう請求します。

記

防火対象物	所在地			
	名称			
	用途		令別表第1()項	
表示マーク交付年月日		年 月 日	交付番号	
返還事由				
<input type="checkbox"/> 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合				
<input type="checkbox"/> 防火対象物において火災が発生し、調査の結果、表示基準に適合しないことが確認された場合				
<input type="checkbox"/> ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防署長から配布された表示マークの電子データを無断で転用した場合				

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

(令元訓令5・一部改正)

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

東近江行政組合

消防署長 様

申請者

住所 _____

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏名 _____

電話番号 _____

表示制度対象外施設申請書

下記のとおり表示制度対象外施設通知書の交付を受けたいので申請します。

記

防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		※令別表第1()項
	構造・規模	造 地上 階 地下 階	
床面積		m ²	延べ面積 m ²
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火対象物点検結果報告書(写し) <input type="checkbox"/> 防災管理点検結果報告書(写し) <input type="checkbox"/> 防火対象物点検報告特例認定通知書(写し) <input type="checkbox"/> 防災管理点検報告特例認定通知書(写し) <input type="checkbox"/> 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(写し) <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録(写し) <input type="checkbox"/> 定期調査報告書(写し) <input type="checkbox"/> その他消防署長が必要と認める書類()		
	※ 受付欄		※ 経過欄

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ※の欄は、記入しないこと。
- 表示基準に適合していることを証明するために、必要と認められる資料を添付すること。
- 印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

(令元訓令5・令和3訓令7・一部改正)

様式第7号(第9条関係)

第 号
年 月 日

(申請者の住所及び氏名)

様

東近江行政組合

消防署長



表示制度対象外施設通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、東近江行政組合防火基準適合表示要綱に基づく表示制度の対象外の施設であることを確認したので通知します。

記

防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		令別表第1()項
	構造・規模	造 地上 階 地下 階	
床面積		m ²	延べ面積 m ²
特記事項			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
(令元訓令5・一部改正)

図第1 (第4条関係)

表示マーク(銀)



備考

- 1 様式の大きさは、日本産業規格B4とする。
- 2 色彩は、地にあっては紺色、その他の部分(消防本部名を除く)にあっては銀色とする。

図第2 (第4条関係)

表示マーク(金)



備考

- 1 様式の大きさは、日本産業規格B4とする。
- 2 色彩は、地にあっては紺色、その他の部分(消防本部名を除く)にあっては金色とする。